

平成30年度市税に関するお知らせ

固定資産税の課税内容をご確認ください

固定資産税の納税義務者の方に、5月1日付で納税通知書を送付します。

固定資産税は、その年の1月1日時点で市内に土地、家屋、償却資産を所有している方が納める税金です。

納税通知書には、税額、納期限、納付の方法などが記載されています。また、同封の課税明細書に、課税対象となっている土地・家屋の所在地や地目、評価額などが記載されています。

特に次の3点について内容をご確認いただき、不明な点については税務課課税班までお問い合わせください。



土地の利用状況

固定資産税は、登記簿上の地目ではなく、使われ方からみた地目（以下「現況地目」）での課税が原則となります。記載されている現況地目が実際と異なる場合はお知らせください。

家屋の棟数・増築・滅失

所有する家屋の棟数や内容が、課税明細書に正しく記載されているかご確認ください。家屋の増築があつた場合は、同一の家屋でも建築年ごとに課税明細書に記載されます。取り壊しなどにより存在しない家屋が課税明細書に記載されている場合はお知らせください。

所有者・納税義務者

固定資産税の納税義務者は固定資産の所有者ですが、所有者が死亡している場合は相続人などが納税義務者となります。相続などにより所有者や納税義務者が変更されている場合はお知らせください。

市・県民税の申告はお済みですか？

申告結果は、国保税や介護保険料などの算定や、高額療養費など各種給付の判定の基礎となります。また、税証明書の発行や各種手続きにも影響がありますので、申告は忘れずに済ませましょう。

平成29年1月～12月中に収入が無かつた方も、収入が無かつたことを申告する必要があります。

なお、所得税の確定申告は、最寄りの税務署でお願いします。

所得証明書などの発行

平成30年度（平成29年分）の所得証明書などの発行は、6月上旬を予定しています。

市・県民税の年金からの特別徴収

平成30年4月1日現在、65歳以上で、一定の要件に該当する方は、今年の10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。6月にお届けする納税通知書でご確認ください。

納期内納付にご協力ください

市税は、市民の皆さまが健康で快適な暮らしができるよう欠くことのできない貴重な財源です。ほとんどの方から納期内納付にご協力いただいておりますが、督促が届いてから納付される方もいます。納め忘れを防ぐためにも、口座振替がたいへん便利です。申し込みを希望される方は、金融機関での手続きをお願いします。

納付書で納付される方はコンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。

また、失業したり、家族が病気になるなど、納められない事情がある場合は、早めに税務課へご相談ください。

督促状の送付後においても、納税も相談もない場合は、勤務先への給与の照会や自動車・不動産の所有状況、生命保険の加入状況を調べて差押えするなどの手続きを行います。

市では、滞納が見逃されることで、納税した方との間で不公平が生じないよう取り組んでいます。皆さまの納期内納付へのご理解とご協力をお願いします。

軽自動車税の減免申請は5月24日(木)までに

減免は毎年申請が必要です。昨年度、減免に該当した方も今年度の申請手続きをお願いします。

▼対象となる車両

- ①その年の4月1日現在において、障がい者の方が所有している車両。
- ②18歳未満の障がい児の方、または精神障がい者の方を常時介護する方が所有する車両。
- ・実際に運転する方が家族であつても減免を受けられます。
- ・障がいの区分により、減免を受けられない場合があります。
- ・減免を受けることができる車両は、普通自動車も含み1人につき1台です。

③軽自動車の構造が、介護等の用に供されると認められる車両。

▼必要なもの

障害者手帳・納税通知書・運転免許証・認め印・車検証・マイナンバーカードもしくは通知カードなど

平成30年度納税通知書(税務課発送分)発送時期と納期

納税通知書の種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税 (6月上旬発送予定)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 (5月上旬発送予定)		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税 (5月上旬発送予定)		全期										
国民健康保険税 (7月中旬発送予定)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※各納期限は各納期の月末です(12月は25日)。月末が休日の場合は、休日明けが納期限となります。口座振替をご利用の方は、各納期限の日に引き落としになります。新規に口座振替を申し込む場合は、申込日の翌月の納期月から振替となります。

※市・県民税、固定資産税、国民健康保険税は期別に加え、年度分を一括で振替する全期前納も可能です。

※残高不足などで引き落としできなかった場合は、口座振替不能通知書を発送します。口座振替不能通知書に記載された再振替日の前日までに口座へ入金していただければ、口座からの振替が可能です。

農耕作業用車・小型特殊自動車のナンバープレート取得

農耕作業用車・小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無にかかわらず、市へ登録しナンバープレートを取得する必要があります。

ナンバープレート取得の手続きは税務課窓口や各支所で行う事ができます。

農耕作業用車：トラクター・コンバインなど
小型特殊自動車：ホイールローダー・フォークリフト・乗用モーターなど

問
課税に関すること
税務課 課税班 ☎ 30-0213
納税に関すること
税務課 収納管理室 ☎ 30-0215